

議案第184号

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例の一部を改正する条例案

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会事務局区担当理事」を「教育委員会事務局区担当教育次長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年5月22日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

職制改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（抄）

(定 義)

第2条 この条例において「区政会議」とは、各区において、区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当理事（以下単に「区長」という。）の所管に属する施策及び事区担当教育次長

業（以下「基礎自治に関する施策等」という。）について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議をいう。

2 省 略